

平成 2 7 年度

公の施設の指定管理者監査

結果報告書

ふじみ野市監査委員

平成27年度 公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

第2 監査対象施設

- 1 ふじみ野市立上福岡駅西口駐車場
- 2 ふじみ野市立産業文化センター
- 3 ふじみ野市立児童センター（東児童センター・西児童センター）

第3 監査の対象

平成26年度及び平成27年度における出納その他の事務の執行で、ふじみ野市が委託した指定管理業務及び指定管理料に係るもの

第4 監査の実施期間

平成27年9月1日～平成27年11月20日

第5 監査の着眼点

公の施設の指定管理に係る事務執行が、関係法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証を行った。

1 所管部課に対する監査

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は活かされているか。
- (2) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠を置いているか。
- (3) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。
- (4) 指定管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (5) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (6) 指定管理に関する経費の算定、支出の方法、時期及び手続き等は、適正になされているか。
- (7) 業務の履行確認は、事業報告書によりなされているか。
- (8) 指定管理者に対するモニタリングは、適切に行われているか。
- (9) 指定管理者が利用料金を定める場合、その利用料金は合理的なものになっているか。また、その承認手続は適正に行われているか。

2 指定管理者に対する監査

- (1) 施設は、関係法令等の定めるところにより、適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る会計処理は、適切に行われているか。

- (4) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。
- (5) 収納事務は、適正に行われているか。
- (6) 利用料金の設定等は、適正になされているか。
- (7) 利用促進のための努力はなされているか。
- (8) 施設の管理運営は、適切に行われているか。

第6 監査の方法

監査対象所管部課及び指定管理者から関係資料、証拠書類等の提出を求め、書面監査及び現地視察を行い、関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第7 指定管理の概要

- 1 ふじみ野市立上福岡駅西口駐車場
 - (1) 指定管理者 タイムズ24株式会社
 - (2) 所管部課 市民生活部市民課
 - (3) 指定期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日
 - (4) 指定管理料 なし（利用料金制を採用）
- 2 ふじみ野市立産業文化センター
 - (1) 指定管理者 毎日興業株式会社
 - (2) 所管部課 環境経済部産業振興課
 - (3) 指定期間 平成25年4月1日～平成29年3月31日
 - (4) 指定管理料 なし（利用料金制を採用）
- 3 ふじみ野市立児童センター（東児童センター・西児童センター）
 - (1) 指定管理者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
 - (2) 所管部課 福祉部子育て支援課
 - (3) 指定期間 平成25年6月1日～平成29年3月31日
 - (4) 指定管理料
 - 平成26年度支出額 57,531,000円
 - 平成27年度協定額 57,531,000円

第8 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を行ったところ、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

- 1 ふじみ野市立上福岡駅西口駐車場
 - (1) 共通事項（指定管理者・市民生活部市民課）
 - ア 事業報告書について
毎年度終了後に提出している事業報告書が、協定書第18条に規定している要件を具備していないため、適切な措置を講ずるとともに、事業

報告書の提出及び受理に当たっては、収支報告書と帳簿の確認していただきたい。

イ 帳簿等の備え付けについて

協定書第37条に「本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の帳簿等を備え付けるものとする。」と規定されているが、帳簿等が備え付けられていないので、協定書に沿って、適切な措置を講じていただきたい。

(2) 市民生活部市民課

・ 駐車場管理に係る収支割合について

指定管理者の管理運営とは直接関係ないが、市単独の駐車場ではないため、当該駐車場に係る収入及び支出について、時間貸しの台数等による按分によっているが、現状とは按分の根拠が異なっているので、団地管理組合と協議の上、適切な措置を講じるよう検討していただきたい。

2 ふじみ野市立産業文化センター

(1) 環境経済部産業振興課

・ 余剰金の納付について

余剰金の納付については、協定書第16条第2項で「別途定める配分率により甲に納付するものとする。」と規定されているが、定めていないので、今後定めていただきたい。

3 ふじみ野市立児童センター（東児童センター・西児童センター）

(1) 共通事項（指定管理者・福祉部子育て支援課）

・ 実施報告書について

毎年度終了後に提出している実施報告書について、収支内容と出納簿が異なっていたので、提出及び受理の際、確認をしていただきたい。

(2) 福祉部子育て支援課

・ 施設の維持管理について

当該施設は、多くの子どもが利用する施設であるため、安心・安全の観点から、細心の注意を払いながら、指定管理者と密に連携を図り、今後とも施設の維持・管理運営していただきたい。

第9 まとめ

平成27年度公の施設の指定管理者監査を実施したところ、おおむね適正に処理されているものと認められる。なお、改善及び検討すべき点については、適切な措置を講じ、適正に事務処理を行っていただきたい。今後においては、協定書などの再確認を行うとともに、事務処理における確認体制を強化し、安心・安全な施設運営を行うよう要望する。